

令和7年（2025年）

第3回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4719

第1版 2025.8.20 調製

令和 7 年(2025年)第 3 回町田市議会定例会日程一覧表

※ 8 月 20 日（水）告示 議案配付 議会運営委員会
※ 8 月 22 日（金）正午 一般質問通告締切
※ 8 月 22 日（金）午後 2 時～午後 5 時 一般質問打ち合わせ
8 月 25 日（月）午前 10 時～午後 5 時

月	日	曜日	会 議 種 別	摘 要	備 考
8	27	水	本 会 議 議会運営委員会	第 1 7 期町田市議会改革調査特別委員会調査報告 ――― 質疑 ― 表決 報告第 6 号 ――― 提案理由説明 ― 質疑 ― 表決 第 6 7 号議案 ――― 提案理由説明 ― 質疑 ― 付託 常任委員会審査報告 ――― 質疑 ― 表決 第 6 9 号議案～第 9 6 号議案 ――― 提案理由説明 認定第 1 号～認定第 3 号	請願・陳情受付締切 午後 5 時
			常任委員会	総務・文教社会・建設	
	28	木	議案説明会 全員協議会		
	29	金	議 案 調 査		
	30	⊕			
	31	⊕			
9	1	月	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時 5 0 分
	2	火	本 会 議	一般質問	
	3	水	本 会 議	一般質問	
	4	木	本 会 議	一般質問	
	5	金	本 会 議	一般質問	
	6	⊕			
	7	⊕			
	8	月	本 会 議 議会運営委員会	第 7 5 号議案～第 9 6 号議案 第 6 9 号議案～第 7 4 号議案 認定第 1 号～認定第 3 号 請願及び陳情の付託報告	質疑 ― 付託 議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	9	火	常任委員会	文教社会・建設	
	10	水	常任委員会	文教社会・建設	
	11	木	常任委員会	総務・健康福祉	
	12	金	常任委員会	総務・健康福祉	文教社会常任委員会・建設 常任委員会の決算附帯 決議提出締切 午後零時 5 0 分
	13	⊕			
	14	⊕			
	15	⊕			
	16	火	常任委員会	常任委員会予備日	

月	日	曜日	会 議 種 別	摘 要	備 考
9	17	水	常任委員会	文教社会・建設（意見集約）	総務常任委員会・健康福祉常任委員会の決算附帯決議提出締切 午後零時50分
	18	木	議 事 整 理		
	19	金	常任委員会	総務・健康福祉（意見集約）	
	20	⊕			
	21	⊕			
	22	月	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の議員提出議案提出締切 午後零時50分
	23	⊕			
	24	水	議 事 整 理		
	25	木	議 事 整 理		
	26	金	議 事 整 理		
	27	⊕			
	28	⊕			
	29	月	議 事 整 理		
	30	火	本 会 議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和 7 年第 3 回定例会は、8 月 2 7 日（水）に招集され、9 月 3 0 日（火）までの 3 5 日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算 8 件、条例 9 件、その他が 1 7 件の予定です。

予算案は、令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市一般会計補正予算（第 2 号）など、条例案は、町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例などが審議される予定です。

◆ 議案の内容 ◆

第 6 7 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市一般会計補正予算（第 2 号）

第 6 8 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市一般会計補正予算（第 3 号）

第 6 9 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 0 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 1 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）

第 7 2 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 3 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 7 4 号議案 令和 7 年度（2 0 2 5 年度）町田市病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 7 5 号議案 町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

※地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 6 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、町田市職員に係る仕事と育児の両立支援制度について、より利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 7 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 7 8 号議案 町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

※パラスポーツの普及啓発の拠点となるスポーツ施設として、「町田木曽山崎パラアリーナ」を設置するため、所要の改正をするものです。

第 7 9 号議案 町田市授産センター条例及び町田市大賀藕絲館条例の一部を改正する条例

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係する条例 2 本を一括して整理するため、所要の改正をするものです。

第 8 0 号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

第 8 1 号議案 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例を廃止する等の条例

※施設の老朽化等に伴い、原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場を閉鎖するため、所要の改正及び本条例の廃止をするものです。

第 8 2 号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

※公職選挙法施行令の改正に伴い、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担額を改定するため、所要の改正をするものです。

第 8 3 号議案 町田市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

※南エリア中学校給食センターの開業に伴い、全ての町田市立中学校において全員給食を実施するため、所要の改正をするものです。

第 8 4 号議案 小山市民センター空気調和設備改修工事請負契約

※小山市民センターの老朽化した空気調和設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。

第 8 5 号議案 小山市民センター電気設備改修工事請負契約

※小山市民センターの老朽化した電気設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。

第 8 6 号議案 生涯学習センター機械設備改修工事請負契約の変更契約

※賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項(インフレスライド条項)の規定による変更及びその他の変更・追加に対応するため、契約金額の変更契約を締結するものです。

第 8 7 号議案 市道路線の認定について

※開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路及び自費工事に伴い路線認定の要件を満たした認定外道路を市道として認定するものです。

第 8 8 号議案 市道路線の廃止について

※道路として機能のない路線を廃止するものです。

第 8 9 号議案 成瀬子どもクラブの指定管理者の指定について

※成瀬子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 0 号議案 小山ヶ丘学童保育クラブの指定管理者の指定について

※小山ヶ丘学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 1 号議案 みわっこ学童保育クラブの指定管理者の指定について

※みわっこ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 2 号議案 どろん子学童保育クラブ外 2 施設の指定管理者の指定について

※どろん子学童保育クラブ外 2 施設を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 3 号議案 小山学童保育クラブ外 1 施設の指定管理者の指定について

※小山学童保育クラブ外 1 施設を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 4 号議案 南第一さくら学童保育クラブの指定管理者の指定について

※南第一さくら学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 5 号議案 金森学童保育クラブ外 2 施設の指定管理者の指定について

※金森学童保育クラブ外 2 施設を管理する指定管理者を指定するものです。

第 9 6 号議案 町田市文化交流センターの指定管理者の指定について

※町田市文化交流センターを管理する指定管理者を指定するものです。

【報告承認案件】

報告第 6 号 小山田蓮田緑地整備工事請負契約の変更契約に係る専決処分の承認を求めることについて

【認定】

認定第 1 号 令和 6 年度（2024 年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第2号 令和6年度（2024年度）町田市下水道事業会計決算
認定について
- 認定第3号 令和6年度（2024年度）町田市病院事業会計決算認
定について

令和7年度（2025年度）

9月補正予算（第2号）

9月補正予算の概要

9月補正予算では、町田市民フォーラム3階の共有床について、地権者との合意に基づき市が買取りします。

その他、市税の過誤納還付金及び緊急で対応が必要となった雨水管の改修工事費を計上します。

一般会計	6億7,786万6千円
特別会計	0円
計	6億7,786万6千円

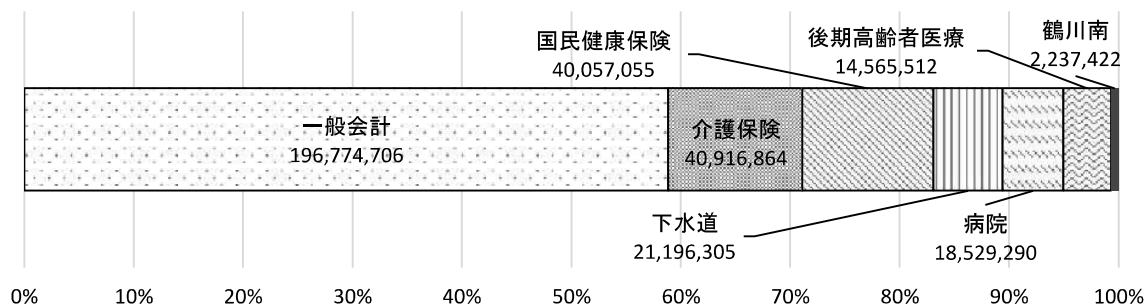
一般会計補正予算の主な内容

・ 町田市民フォーラム管理事業	3億8,753万8千円
・ 市税過誤納還付事務	1億5,000万円
・ 金森五丁目地内外雨水管渠改修事業	1億4,032万8千円

2025年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
一 般 会 計		196,096,840	58.8	677,866	196,774,706	58.9
特別会計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,057,055	12.0	0	40,057,055	12.0
	介 護 保 険 事 業 会 計	40,916,864	12.3	0	40,916,864	12.2
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,565,512	4.4	0	14,565,512	4.4
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	2,237,422	0.7	0	2,237,422	0.7
	下 水 道 事 業 会 計	21,196,305	6.3	0	21,196,305	6.3
	収 益 的	12,202,690	3.6	0	12,202,690	3.6
	資 本 的	8,993,615	2.7	0	8,993,615	2.7
	病 院 事 業 会 計	18,529,290	5.5	0	18,529,290	5.5
	収 益 的	16,409,888	4.9	0	16,409,888	4.9
	資 本 的	2,119,402	0.6	0	2,119,402	0.6
	小 計	137,502,448	41.2	0	137,502,448	41.1
合 計		333,599,288	100.0	677,866	334,277,154	100.0

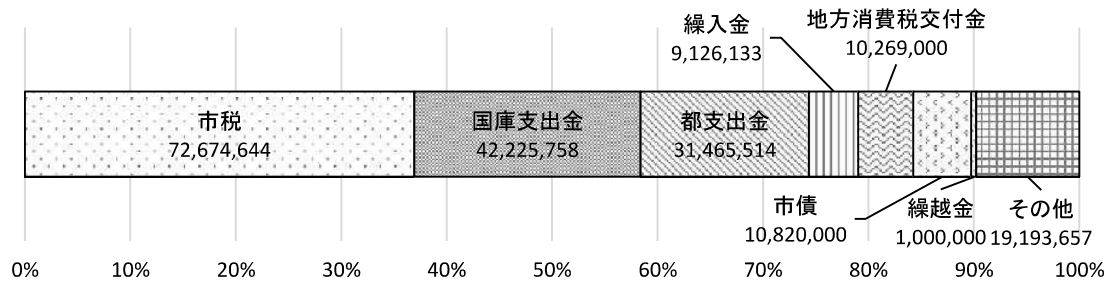


○ 一般会計の補正額は6億7,786万6千円で、補正後の全会計予算総額3,342億7,715万4千円に対する一般会計の構成比は58.9%です。

2025年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前額		補正額	補正後額	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	72,674,644	37.1	—	72,674,644	36.9
2. 地 方 譲 与 税	741,000	0.4	—	741,000	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	401,000	0.2	—	401,000	0.2
4. 配 当 割 交 付 金	981,000	0.5	—	981,000	0.5
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,076,000	0.6	—	1,076,000	0.5
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	1,386,000	0.7	—	1,386,000	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	10,269,000	5.2	—	10,269,000	5.2
8. ゴルフ場利用税交付金	39,000	0.0	—	39,000	0.0
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	299,000	0.2	—	299,000	0.2
10. 地 方 特 例 交 付 金	487,000	0.2	—	487,000	0.2
11. 地 方 交 付 税	3,503,000	1.8	—	3,503,000	1.8
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,923	0.0	—	45,923	0.0
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	364,000	0.2	—	364,000	0.2
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,681,607	1.9	—	3,681,607	1.9
15. 国 庫 支 出 金	42,225,758	21.5	—	42,225,758	21.5
16. 都 支 出 金	31,465,514	16.0	—	31,465,514	16.0
17. 財 産 収 入	1,040,385	0.5	—	1,040,385	0.5
18. 寄 附 金	318,581	0.2	—	318,581	0.2
19. 繰 入 金	8,843,267	4.5	282,866	9,126,133	4.6
20. 繰 越 金	1,000,000	0.5	—	1,000,000	0.5
21. 諸 収 入	4,830,161	2.5	—	4,830,161	2.5
22. 市 債	10,425,000	5.3	395,000	10,820,000	5.5
歳 入 合 計	196,096,840	100.0	677,866	196,774,706	100.0

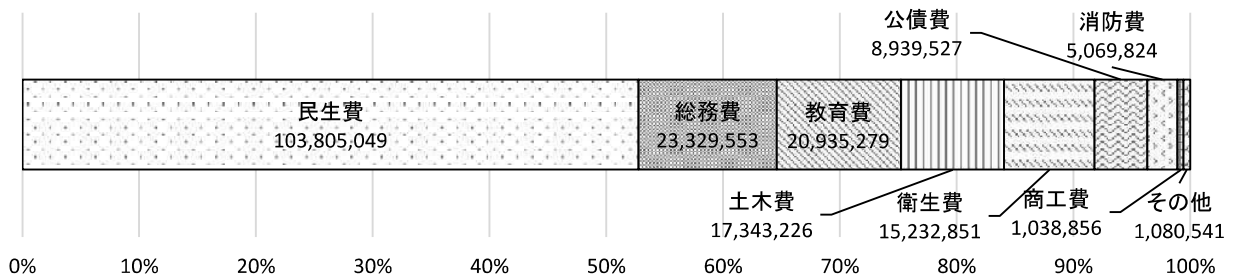


9月補正予算の主なもの

- 款19.繰入金 財政調整基金繰入金(2.8億円)
- 款22.市債 市民活動支援施設整備事業債(2.9億円)、雨水管改修事業債(1.1億円)

2025年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	645,878	0.3	—	645,878	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	22,792,015	11.6	537,538	23,329,553	11.9	—	290,000	—	247,538
3. 民生費	103,805,049	52.9	—	103,805,049	52.8	—	—	—	—
4. 衛生費	15,232,851	7.8	—	15,232,851	7.7	—	—	—	—
5. 労働費	39,647	0.0	—	39,647	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	295,010	0.1	—	295,010	0.2	—	—	—	—
7. 商工費	1,038,856	0.5	—	1,038,856	0.5	—	—	—	—
8. 土木費	17,202,898	8.8	140,328	17,343,226	8.8	—	105,000	—	35,328
9. 消防費	5,069,824	2.6	—	5,069,824	2.6	—	—	—	—
10. 教育費	20,935,279	10.7	—	20,935,279	10.6	—	—	—	—
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,939,527	4.6	—	8,939,527	4.5	—	—	—	—
13. 予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1	—	—	—	—
歳出合計	196,096,840	100.0	677,866	196,774,706	100.0	0	395,000	0	282,866

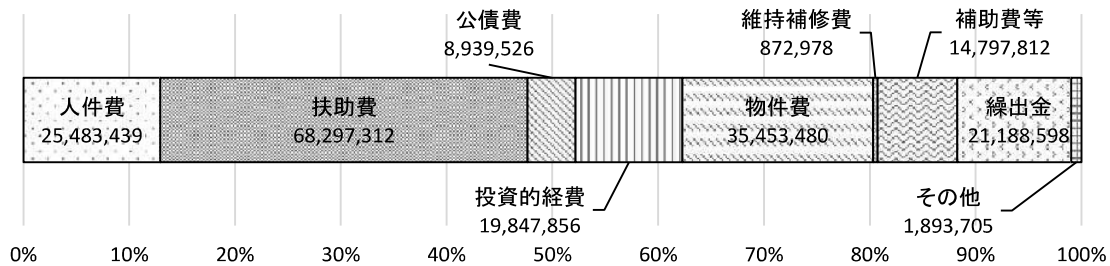


9月補正予算の主なもの

- 款 2.総務費 公有財産購入費(3.9億円)、還付金(1.5億円)
- 款 8.土木費 雨水管渠改修工事費(1.4億円)

2025年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
義務的経費	人件費	25,483,439	13.0	—	25,483,439	13.0
	職員給与費	24,431,138	12.5	—	24,431,138	12.4
	特別職給与費等	1,052,301	0.5	—	1,052,301	0.6
	扶助費	68,297,312	34.8	—	68,297,312	34.7
	公債費	8,939,526	4.6	—	8,939,526	4.5
	計	102,720,277	52.4	0	102,720,277	52.2
投資的経費		19,319,990	9.8	527,866	19,847,856	10.1
その他経費	物件費	35,453,480	18.1	—	35,453,480	18.0
	維持補修費	872,978	0.4	—	872,978	0.4
	補助費等	14,647,812	7.5	150,000	14,797,812	7.5
	繰出金	21,188,598	10.8	—	21,188,598	10.8
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	1,793,704	0.9	—	1,793,704	0.9
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	74,056,573	37.8	150,000	74,206,573	37.7
歳出合計		196,096,840	100.0	677,866	196,774,706	100.0



投資的経費 内訳

総務費	2,603,826	農林費	0	消防費	180,357
民生費	1,644,145	商工費	47,335	教育費	5,918,578
衛生費	643,414	土木費	8,810,195	災害復旧費	6

9月補正予算の主なもの

- 投資的経費 公有財産購入費(3.9億円)、雨水管渠改修工事費(1.4億円)
- 補助費等 還付金(1.5億円)

令和7年度（2025年度）

9月補正予算（第3号）

9月補正予算の概要

9月補正予算では、芹ヶ谷公園“芸術の杜”推進事業について、2024年度に落札事業者の申し出により仮契約解除となった（仮称）国際工芸美術館整備工事費を計上します。

また、町田市バイオエネルギーセンターのリチウムイオン電池等を原因とする火災について、復旧工事が完了したため、工事負担金を計上します。

その他、前年度決算額の確定に伴い、一般会計及び特別会計の事業費を補正します。

一般会計	119億6,994万8千円
特別会計	9億9,263万7千円
計	129億6,258万5千円

一般会計補正予算の主な内容

1 つながり力をににするまちになる

- ・ 町田市バイオエネルギーセンター施設火災復旧事業 14億918万円

2 ありのまま自分を表現できるまちになる

- ・ 芹ヶ谷公園“芸術の杜”推進事業 19億3,874万円

3 その他

- ・ 財政調整基金積立金 70億3,222万3千円
- ・ 国・都支出金返還金 19億5,679万3千円
- ・ 中学校給食センター整備事業 1,175万8千円

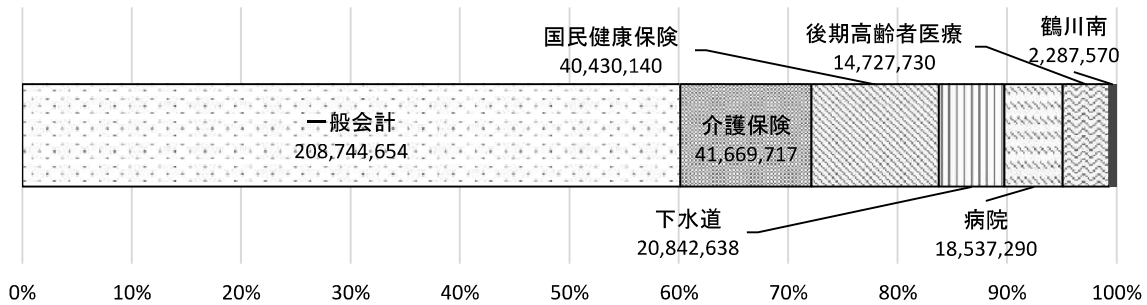
特別会計の補正額

- ・ 国民健康保険事業会計 3億7,308万5千円
- ・ 介護保険事業会計 7億5,285万3千円
- ・ 後期高齢者医療事業会計 1億6,221万8千円
- ・ 鶴川駅南土地地区画整理事業会計 5,014万8千円
- ・ 下水道事業会計 △3億5,366万7千円
- ・ 病院事業会計 800万円

2025年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
一 般 会 計		196,774,706	58.9	11,969,948	208,744,654	60.1
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	40,057,055	12.0	373,085	40,430,140	11.7
	介 護 保 険 事 業 会 計	40,916,864	12.2	752,853	41,669,717	12.0
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	14,565,512	4.4	162,218	14,727,730	4.2
	鶴 川 駅 南 土 地 区 画 整 理 事 業 会 計	2,237,422	0.7	50,148	2,287,570	0.7
	下 水 道 事 業 会 計	21,196,305	6.3	△ 353,667	20,842,638	6.0
	収 益 的	12,202,690	3.6	17,733	12,220,423	3.5
	資 本 的	8,993,615	2.7	△ 371,400	8,622,215	2.5
	病 院 事 業 会 計	18,529,290	5.5	8,000	18,537,290	5.3
	収 益 的	16,409,888	4.9	8,000	16,417,888	4.7
	資 本 的	2,119,402	0.6	0	2,119,402	0.6
	小 計	137,502,448	41.1	992,637	138,495,085	39.9
合 計		334,277,154	100.0	12,962,585	347,239,739	100.0



- 一般会計の補正額は119億6,994万8千円で、補正後の全会計予算総額3,472億3,973万9千円に対する一般会計の構成比は60.1%です。
- 特別会計の補正額は9億9,263万7千円で、2024年度決算の確定に伴う繰越金、及び精算に伴う返還金等を計上しています。
- 病院事業会計は、病院経営に関する専門的な知識等を有する事業者に経営基盤強化支援業務を委託する費用を計上しています。

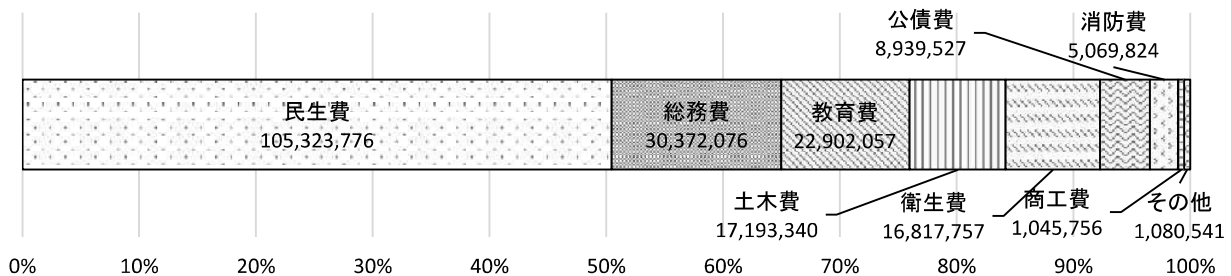
(千円)

項目	金額 (円)	割合 (%)
市税	72,674,644	約 28.5%
国庫支出金	42,244,076	約 16.5%
都支出金	31,468,620	約 12.4%
繰入金	9,880,798	約 3.9%
地方消費税交付金	10,269,000	約 4.0%
市債	12,456,000	約 4.9%
繰越金	7,675,785	約 3.0%
その他	22,075,731	約 8.7%

○款11.地方交付税	普通交付税(16.7億円)
○款15.国庫支出金	自立支援費負担金(0.2億円)、子ども・子育て支援事業費補助金(1百万円)
○款16.都支出金	地域福祉推進包括補助事業費補助金(△0.6億円)、 義務教育就学児医療費助成事業費補助金(0.4億円)、 乳幼児医療費助成事業費補助金(0.1億円)、自立支援費負担金(9百万円)、 障がい者施策推進包括補助事業費補助金(2百万円)
○款19.繰入金	国民健康保険事業会計繰入金(4.1億円)、介護保険事業会計繰入金(1.7億円)、 後期高齢者医療事業会計繰入金(1.1億円)、 鶴川駅南土地地区画整理事業会計繰入金(0.5億円)、 下水道事業会計繰入金(0.2億円)
○款20.繰越金	前年度繰越金(66.8億円)
○款21.諸収入	交通事故等賠償金及び保険金(12.1億円)
○款22.市債	文化施設整備事業債(14.7億円)、廃棄物処理施設整備事業債(1.9億円)、 都市計画事業債(△0.7億円)、デジタル活用推進事業債(0.4億円)

2025年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表 (千円)

款	補正前額	構成比 (%)	補正額	補正後額	構成比 (%)	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	645,878	0.3	—	645,878	0.3	—	—	—	—
2. 総務費	23,329,553	11.9	7,042,523	30,372,076	14.6	1,260	—	—	7,041,263
3. 民生費	103,805,049	52.8	1,518,727	105,323,776	50.5	54,015	—	4,166	1,460,546
4. 衛生費	15,232,851	7.7	1,584,906	16,817,757	8.1	—	193,000	—	1,391,906
5. 労働費	39,647	0.0	—	39,647	0.0	—	—	—	—
6. 農林費	295,010	0.2	—	295,010	0.1	—	—	—	—
7. 商工費	1,038,856	0.5	6,900	1,045,756	0.5	—	—	—	6,900
8. 土木費	17,343,226	8.8	△ 149,886	17,193,340	8.2	△ 60,000	△ 65,000	△ 19,000	△ 5,886
9. 消防費	5,069,824	2.6	—	5,069,824	2.4	—	—	—	—
10. 教育費	20,935,279	10.6	1,966,778	22,902,057	11.0	—	1,508,000	—	458,778
11. 災害復旧費	6	0.0	—	6	0.0	—	—	—	—
12. 公債費	8,939,527	4.5	—	8,939,527	4.3	—	—	—	—
13. 予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.0	—	—	—	—
歳出合計	196,774,706	100.0	11,969,948	208,744,654	100.0	△ 4,725	1,636,000	△ 14,834	10,353,507

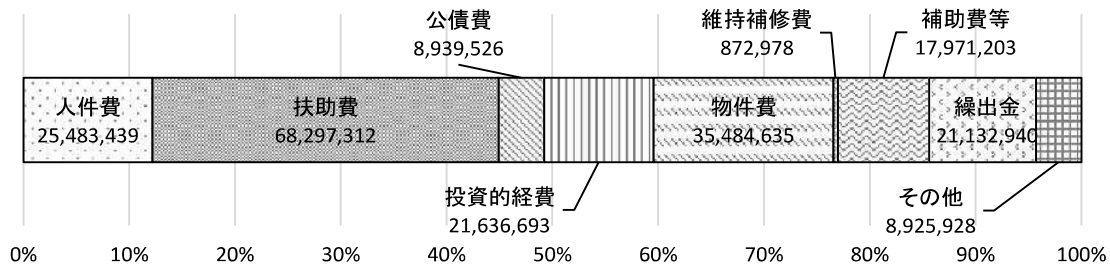


9月補正予算の主なもの

- 款 2.総務費 財政調整基金積立金(70.3億円)、職員人件費(0.1億円)
- 款 3.民生費 国・都支出金返還金(15.7億円)、国民健康保険事業会計繰出金(△0.6億円)、児童発達支援センターサービス推進事業補助金(2百万円)
- 款 4.衛生費 町田市バイオエネルギーセンター施設火災復旧費負担金(14.1億円)、国・都支出金返還金(1.9億円)、職員人件費(△0.1億円)
- 款 7.商工費 職員人件費(7百万円)
- 款 8.土木費 鶴川駅北口広場整備工事費(△1.5億円)、職員人件費(△0.1億円)、鶴川駅北口広場整備工事監理委託料(△9百万円)、道路維持事業設計委託料(9百万円)
- 款 10.教育費 芹ヶ谷公園“芸術の杜”整備工事費(19.4億円)、中学校給食センター整備事業・業務委託料(0.1億円)、職員人件費(0.1億円)、市民ホール改修工事費(5百万円)

2025年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表 (千円)

区 分		補正前額	構成比(%)	補正額	補正後額	構成比(%)
義務的経費	人件費	25,483,439	13.0	—	25,483,439	12.2
	職員給与費	24,431,138	12.4	—	24,431,138	11.7
	特別職給与費等	1,052,301	0.6	—	1,052,301	0.5
	扶助費	68,297,312	34.7	—	68,297,312	32.7
	公債費	8,939,526	4.5	—	8,939,526	4.3
	計	102,720,277	52.2	0	102,720,277	49.2
投資的経費		19,847,856	10.1	1,788,837	21,636,693	10.4
その他経費	物件費	35,453,480	18.0	31,155	35,484,635	17.0
	維持補修費	872,978	0.4	—	872,978	0.4
	補助費等	14,797,812	7.5	3,173,391	17,971,203	8.6
	繰出金	21,188,598	10.8	△ 55,658	21,132,940	10.1
	出資金・貸付金	1	0.0	—	1	0.0
	積立金	1,793,704	0.9	7,032,223	8,825,927	4.2
	予備費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	74,206,573	37.7	10,181,111	84,387,684	40.4
歳出合計		196,774,706	100.0	11,969,948	208,744,654	100.0



投資的経費 内訳

総務費	2,603,826	農林費	0	消防費	180,357
民生費	1,644,145	商工費	47,335	教育費	7,862,598
衛生費	643,414	土木費	8,655,012	災害復旧費	6

9月補正予算の主なもの

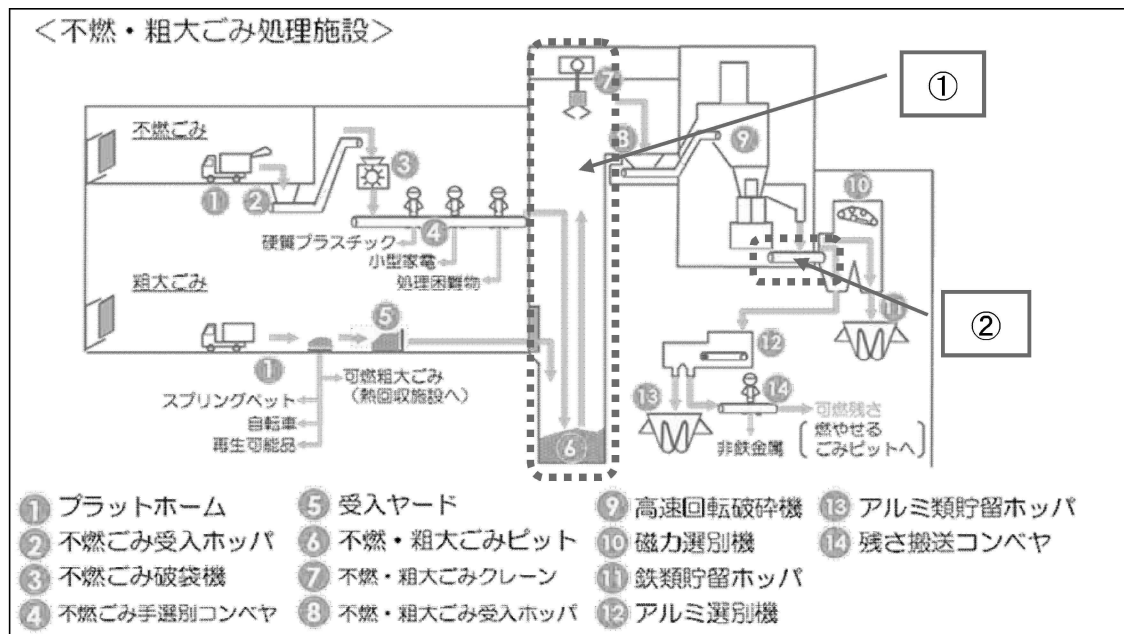
- 投資的経費 芹ヶ谷公園“芸術の杜”整備工事費(19.4億円)、鶴川駅北口広場整備工事費(△1.5億円)、鶴川駅北口広場整備工事監理委託料(△9百万円)、市民ホール改修工事費(5百万円)
- 物件費 中学校給食センター整備事業・業務委託料(0.1億円)、道路維持事業設計委託料(9百万円)
- 補助費等 国・都支出金返還金(17.6億円)、町田市バイオエネルギーセンター施設火災復旧費負担金(14.1億円)、児童発達支援センターサービス推進事業補助金(2百万円)
- 繰出金 国民健康保険事業会計繰出金(△0.6億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(70.3億円)

件 名		町田市バイオエネルギーセンター施設火災復旧事業				
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
1,409,180		0	0	193,000	1,207,401	8,779
【事業の背景・目的】						
2022 年 1 月に稼働した町田市バイオエネルギーセンターは、2022 年 2 月及び 6 月に不燃・粗大処理施設、2023 年 11 月にバイオガス化処理施設でリチウムイオン電池等を原因とする火災が発生し、施設に大きな被害が生じました。火災に伴うごみの受入れ停止により市民生活への影響を及ぼさないよう、早期の施設復旧に向けて運営事業者と協議を行い、施設の原状回復と、火災の再発防止のための安全対策を進めてきました。2025 年 7 月に、被害を受けた施設の原状回復と安全対策（以下、「復旧等」）がすべて完了したため、復旧等の費用に係る町田市の負担額を計上するものです。						
【事業の内容】						
本火災はリチウムイオン電池等を原因とした不可抗力によるものであり、事業者との運營業務委託契約に基づき、以下の金額を町田市が負担します。						
[火災事案及び復旧等費用額]		(単位：千円)				
火災発生時期・場所 及び 復旧等完了時期	火災及び復旧等の内容	復旧等 費用額	復旧等費用内訳			
			事業者 負担額	町田市 負担額		
【発生時期・場所①】 2022 年 2 月 21 日 不燃・粗大処理施設ごみ ピット 【復旧等完了時期】 2025 年 7 月	【火災の内容】 ・不燃・粗大処理施設ごみピットから出火し、クレーン、及び照明設備を損傷 【復旧等の内容】 ・クレーン、及び照明設備の修繕を実施	300,300	2,213	298,087		
【発生時期・場所②】 2022 年 6 月 11 日 不燃・粗大処理施設破 碎物搬送コンベヤ 【復旧等完了時期】 2022 年 7 月	【火災の内容】 ・破砕物搬送コンベヤ内で出火し、コンベヤベルト、及びコンベヤ本体を損傷 【復旧等の内容】 ・破砕物搬送コンベヤの修繕を実施 ・消火用散水ノズルを増設	67,628	0	67,628		
【発生時期・場所③】 2023 年 11 月 4 日 バイオガス化処理施設 前処理設備 【復旧等完了時期】 2025 年 7 月	【火災の内容】 ・前処理設備部分から出火し、破砕装置、破砕選別装置、ごみ磁選機、及び建築設備を損傷 【復旧等の内容】 ・破砕装置、破砕選別装置、ごみ磁選機、及び建築設備の修繕を実施 ・ごみ搬送コンベヤの材質変更、ガス検知装置、及び消火用散水ノズルの設置を実施	1,053,800	10,335	1,043,465		
復旧等費用総額		1,421,728	12,548	1,409,180		

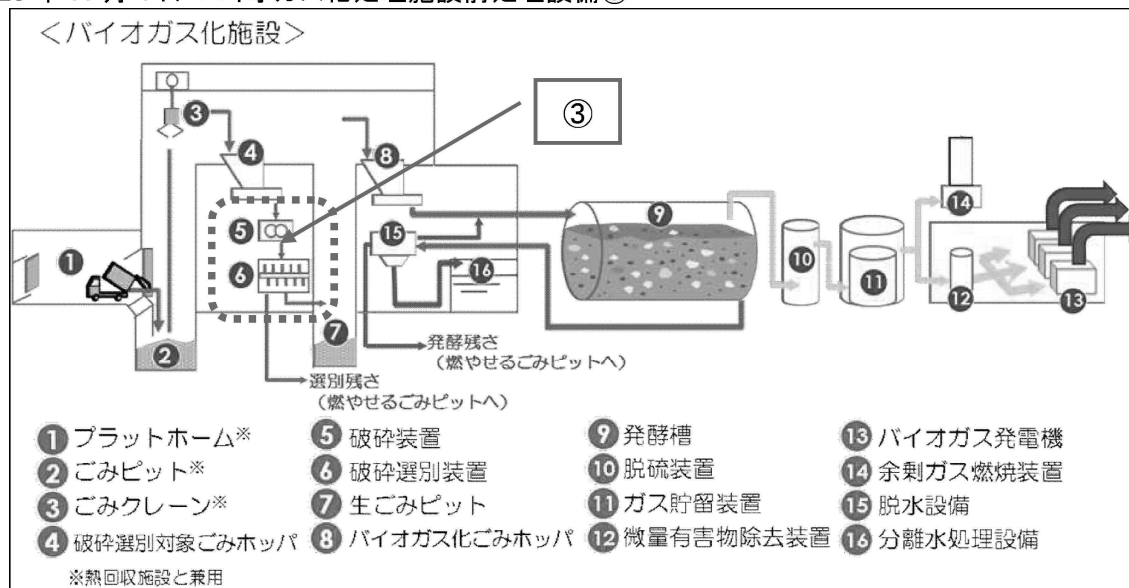
(火災の発生箇所)

・2022 年 2 月 21 日 不燃・粗大処理施設ごみピット①

・2022 年 6 月 11 日 不燃・粗大処理施設破砕物搬送コンベヤ②



・2023 年 11 月 4 日 バイオガス化処理施設前処理設備③



【事業費】

町田市バイオエネルギーセンター施設火災復旧費負担金

1,409,180 千円

【特定財源】

廃棄物処理施設火災復旧事業債

193,000 千円

災害共済金(※)

1,207,401 千円

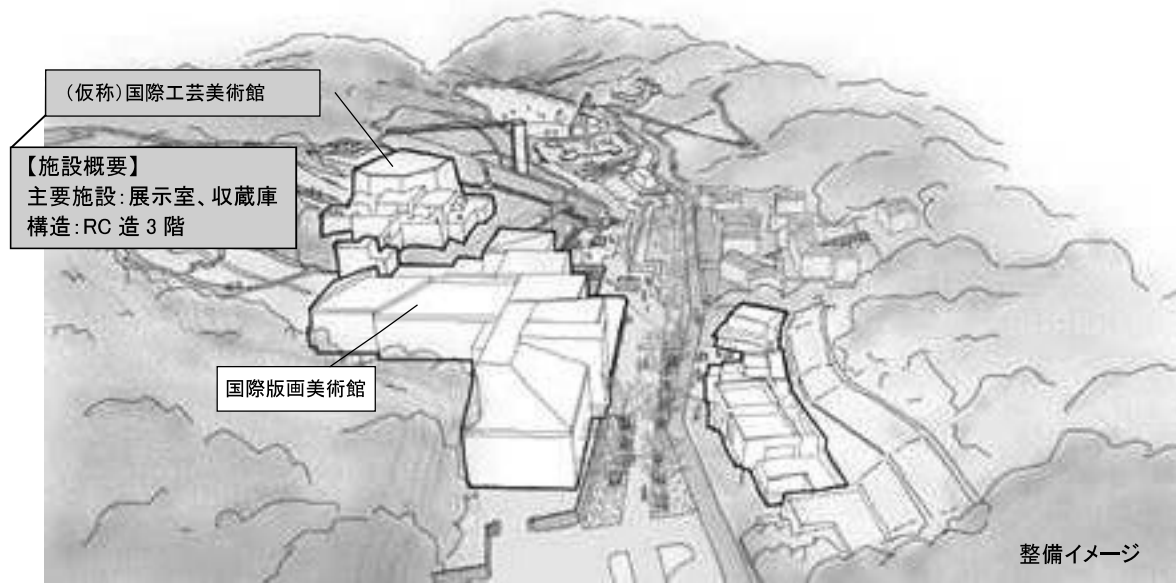
※復旧費用のうち大部分は、全国市有物件災害共済会からの災害共済金が充当されます。

問合せ先	環境資源部 循環型施設管理課長 平川	電話	797-2732 724-2151
	財務部 市有財産活用課長 本吉		

件 名	芹ヶ谷公園“芸術の杜”推進事業					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
1,938,740		0	0	1,454,000	0	484,740

【事業の背景・目的】

芹ヶ谷公園を新しい体験型の公園「芹ヶ谷公園“芸術の杜”」として整備する一環として、国際版画美術館隣接地に、（仮称）国際工芸美術館の整備を進めています。しかし、2024 年度に整備工事の落札事業者が仮契約解除を申し出たことから、2025 年 4 月 14 日付で仮契約を解除し、工事の開始が遅れることとなりました。このことにより、建築物省エネ法の改正（改正省エネ法 2025 年 4 月 1 日施行）に伴う設計変更が必要になったほか、物価高騰等に合わせて工事金額の見直しが必要になり、当初予算の計上が困難であったことから補正予算を計上します。



【事業の内容】

（千円）

	内容	当初予算額	9 月補正 予算額	合計
（仮称）国際工芸美術館整備	市立博物館所蔵の国内有数のガラス工芸品や陶磁器のコレクション（約 4,000 点）を収蔵する（仮称）国際工芸美術館を整備します。	8,030	1,938,740	1,946,770

【美術館事業 スケジュール】

	2025				2026				2027				2028				2029					
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q		
	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12	1 2 3		
美術館事業	“芸術の杜”推進																					
	修正設計				(仮称)国際工芸美術館 整備工事(からし期間含む)																★2029年4月開館予定	
	再積算				(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/ アート体験棟 整備工事								★2027年8月開館予定									
					アート・出会いの広場 実施設計								アート・出会いの広場 整備工事								★2029年2月開館予定	
	アウトリーチ展示等事業																展示・教育普及事業					

【事業費】

- ① (仮称)国際工芸美術館整備工事 1,938,740 千円
(2025～2028 年度債務負担行為 総事業費 4,846,850 千円)

【参考1】(仮称)国際工芸美術館整備工事 事業費比較 (千円)

(A)2024 年度時点	(B)2025 年 9 月補正時点	(A-B)差額 ※
4,386,869	4,846,850	459,981

※物価上昇等に伴う増額、他工事に転用予定であった建設発生土を搬出する必要が生じたことに伴う増額、及び省エネ法改正を受けた工事内容の見直しに伴う増額により 459,981 千円の差額が生じています。

【参考2】美術館事業 2025 年度予算額 (千円)

項目	(A)当初予算	(B)9 月補正予算	(A+B)予算額合計
(仮称)国際工芸美術館整備	8,030	1,938,740	1,946,770
芹ヶ谷公園“芸術の杜”の推進	5,010	-	5,010
(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟整備	587,580	-	587,580
アウトリーチ事業	5,454	-	5,454
合計	606,074	1,938,740	2,544,814

【特定財源】

- ① 文化施設整備事業債 1,454,000 千円



問合せ先

文化スポーツ振興部 美術館課美術館整備担当課長 原田

電話

724-2909

議案概要

議案名		第 7 5 号議案 町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
【議案提出の目的】 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 法改正により新たに設けられた部分休業制度（第 2 号部分休業）に対応するため、必要な規定を整備します。			
		取得条件	
改正前	1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、勤務時間の始め又は終わりに 30 分を単位として取得		
改正後	次のいずれかを選択 ・ 第 1 号部分休業 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、30 分を単位として取得 ・ 第 2 号部分休業（新設） 1 年につき次の時間の範囲内で、1 日の勤務時間の全部又は一部において取得 〈常勤職員〉 77 時間 30 分 〈非常勤職員〉 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間		
○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）			
問合せ先		総務部 職員課長 鈴木	電話 724-2199

議案概要

議案名	第 7 6 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、町田市職員に係る仕事と育児の両立支援制度について、より利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 妊娠又は出産についての申出をした職員及び 3 歳未満の子を養育する職員が、この条例等に基づく仕事と育児との両立に資する制度等を円滑に利用することができるよう、任命権者に次の措置を講ずることを義務付けます。 ・ 育児に係る両立支援制度等に関する情報提供 ・ 育児に係る両立支援制度等の利用に関する意向確認のための措置 ・ 子の心身又は職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）			
【補足説明】 ○ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、2025 年 10 月 1 日から労働者に対する育児に係る両立支援制度等の意向確認等の措置が事業主に義務付けられます。同法の改正に合わせて、国家公務員については人事院規則で同様の改正が行われます。町田市においても、国との権衡を図る観点から、本条例において必要な規定を整備します。			
問合せ先	総務部 職員課長 鈴木	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 7 7 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例										
【議案提出の目的】 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。											
【議案の内容】 ○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律から引用する条番号を改めます。											
<table><tr><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>第 5 条の 3</td><td>第 5 条の 13</td></tr><tr><td>第 5 条の 6</td><td>第 5 条の 16</td></tr><tr><td>第 5 条の 7</td><td>第 5 条の 17</td></tr></table>				改正前	改正後	第 5 条の 3	第 5 条の 13	第 5 条の 6	第 5 条の 16	第 5 条の 7	第 5 条の 17
改正前	改正後										
第 5 条の 3	第 5 条の 13										
第 5 条の 6	第 5 条の 16										
第 5 条の 7	第 5 条の 17										
○ 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（2025 年 11 月 29 日までの日）から施行します。											
【関係法令】 ○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）											
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 柘植野	電話	724-4269								

議案概要

議案名		第 7 8 号議案 町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例					
【議案提出の目的】							
パラスポーツの普及啓発の拠点となるスポーツ施設として、「町田木曽山崎パラアリーナ」を設置するため、所要の改正をするものです。							
【議案の内容】							
○ 新たに「町田木曽山崎パラアリーナ」を設置し、利用時間、利用料金等を定めます。							
[主な施設・設備]							
メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニング室、照明設備、放送設備、得点表示設備、駐車場							
[利用時間]							
午前 9 時から午後 9 時まで							
[利用料金の一例]							
個人利用の場合							
施設の名称		利用単位	利用料金				
			大人	子ども	高齢者	障がい者	
メインアリーナ		1 回	310 円	100 円	100 円	100 円	
サブアリーナ							
多目的室							
トレーニング室		3 時間	310 円	-	100 円	100 円	
専用利用の場合（スポーツに利用する場合）							
施設の名称等		利用料金 ※					
メインアリーナ	全面	6,080 円/3 時間					
	半面	3,040 円/3 時間					
サブアリーナ	-	880 円/3 時間					
※ 入場料を徴収しない場合の利用料金です。							
○ 公布の日から起算して 3 年 1 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。							
【今後のスケジュール】							
○ 2025 年度中に PFI 事業者と契約を締結し、2028 年度中のオープンを予定しています。							
2025年度				2026年度	2027年度	2028年度	2029年度以降
4-6月	7-9月	10-12月	1-3月				
事業者の 公募・選定		基本協定・ 契約締結に向け た準備・調整		設計・整備工事		運営・維持管理	
						● 供用開始	
問合せ先		文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 間宮			電話	724-4036	

議案概要

議案名	第 7 9 号議案 町田市授産センター条例及び町田市大賀藕絲館 条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係する条例 2 本を一括して整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律から引用する項番号を改め ます。 ・ 改正前「法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援」 ・ 改正後「法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援」 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）			
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 新谷	電話	724-2147

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 町田市子ども発達センター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律から引用する項番号を改めるほか、文言の整理を行います。 ・ 改正前「法第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援」 ・ 改正後「法第 5 条第 19 項に規定する計画相談支援」 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）			
問合せ先	子ども生活部 子ども発達支援課長 江成	電話	709-3455

議案概要

議案名	第 8 1 号議案 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例を廃止する等の条例		
【議案提出の目的】			
施設の老朽化等に伴い、原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場を閉鎖するため、所要の改正及び本条例の廃止をするものです。			
【議案の内容】			
○ 原町田一丁目駐車場については、施設の老朽化に伴い、2026 年 1 月 15 日をもって閉鎖します。（2026 年 1 月 16 日施行）			
○ 原町田一丁目第 2 駐車場については、地権者との契約期間が終了する 2025 年 12 月 31 日をもって閉鎖します。（2026 年 1 月 1 日施行）			
【施設の概要】			
名 称	原町田一丁目駐車場	原町田一丁目第 2 駐車場	
所 在 地	町田市原町田一丁目 6 番 21 号 （市所有地）	町田市原町田一丁目 7 番 6 号 （借地）	
供用開始年月日	1980 年 4 月 1 日	2006 年 12 月 8 日	
構 造	鉄骨造地上 3 階 4 層（自走式）	屋外平置き式	
延床面積	6,989.33 m ²	—	
敷地面積	2,383.37 m ²	1,170.47 m ²	
収容台数	250 台	36 台	
駐 車 可 能 サ イ ズ	長さ 4.9m以下、幅 1.8m以下 高さ 2.0m以下	長さ 4.9m以下、幅 1.8m以下	
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上	電話	724-3296

議案概要

議案名		第 8 2 号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
【議案提出の目的】 公職選挙法施行令の改正に伴い、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担額を改定するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 国政選挙における選挙運動の公費負担額の見直しに準じて、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙における選挙運動の公費負担額のうち、ビラ及びポスターの作成に係る限度額を引き上げます。			
		改正前	改正後
ビラ（1 枚当たり作成単価）		7 円 73 銭	8 円 38 銭
ポスター（1 枚当たり作成単価）	掲示場数 500 以下の場合	<u>541 円 31 銭</u> に掲示場数を乗じて得た額に 316, 250 円を加えた額を掲示場数で除して得た額	<u>586 円 88 銭</u> に掲示場数を乗じて得た額に 316, 250 円を加えた額を掲示場数で除して得た額
	掲示場数 500 超の場合	<u>28 円 35 銭</u> にその 500 を超える数を乗じて得た額に <u>586, 905 円</u> を加えた額を掲示場数で除して得た額	<u>30 円 73 銭</u> にその 500 を超える数を乗じて得た額に <u>609, 690 円</u> を加えた額を掲示場数で除して得た額
○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】 ○ 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）			
【公費負担限度額】 ○ 改正後のビラの限度額 8 円 38 銭×作成枚数（市議 4, 000 枚以内、市長 16, 000 枚以内） 限度額：市議 33, 520 円、市長 134, 080 円 ○ 改正後のポスターの限度額 単価：（30 円 73 銭×（513-500）+609, 690 円）÷513 箇所※=1, 190 円（1 円未満切上げ） 限度額：1, 190 円×513 箇所=610, 470 円 ※ 2025 年 7 月参議院議員選挙時における町田市のポスター掲示場数です。			
問合せ先		選挙管理委員会事務局課長 村田	電話 724-2168

議案概要

議案名	第 8 3 号議案 町田市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 南エリア中学校給食センターの開業に伴い、全ての町田市立中学校において全員給食を実施するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 本条例の適用対象となる中学校を全ての町田市立中学校に改めます。 ○ 2025 年 10 月 1 日から施行します。 【関係法令】 ○ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号） 【補足説明】 ○ 今回の改正により、南大谷中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校及び南成瀬中学校の 5 校が加わり、町田市立学校全校における学校給食費の公会計化が完了します。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

議案概要

議案名		第 8 4 号議案 小山市民センター空気調和設備改修工事請負契約															
【議案提出の目的】 小山市民センターの老朽化した空気調和設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 空気調和設備工事、換気設備工事、排煙設備工事、自動制御設備工事 																	
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約目的</td><td>小山市民センター空気調和設備改修工事</td></tr><tr><td>○ 契約方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約金額</td><td>181,099,999 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>株式会社アサヒ設備</td></tr><tr><td></td><td>代表取締役 芝田 茂生（しばた しげお）</td></tr><tr><td></td><td>東京都町田市山崎一丁目 1 番 9 号</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで</td></tr></table>				○ 契約目的	小山市民センター空気調和設備改修工事	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	181,099,999 円	○ 契約相手方	株式会社アサヒ設備		代表取締役 芝田 茂生（しばた しげお）		東京都町田市山崎一丁目 1 番 9 号	○ 工 期	契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで
○ 契約目的	小山市民センター空気調和設備改修工事																
○ 契約方法	条件付一般競争入札																
○ 契約金額	181,099,999 円																
○ 契約相手方	株式会社アサヒ設備																
	代表取締役 芝田 茂生（しばた しげお）																
	東京都町田市山崎一丁目 1 番 9 号																
○ 工 期	契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで																
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523														
	（工事内容）財務部 営繕課長 長谷		724-1293														
	（事業内容）市民部 小山市民センター長 田中		798-1927														

議案概要

議案名		第 8 5 号議案 小山市民センター電気設備改修工事請負契約															
【議案提出の目的】 小山市民センターの老朽化した電気設備を改修するため、工事請負契約を締結するものです。 【議案の内容】 ○ 工事内容 受変電設備工事、発電設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、情報表示設備工事、拡声設備工事、誘導支援設備工事、自動火災報知設備工事、機械警備設備工事  【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 【契約の概要】 <table><tr><td>○ 契約 目的</td><td>小山市民センター電気設備改修工事</td></tr><tr><td>○ 契約 方法</td><td>条件付一般競争入札</td></tr><tr><td>○ 契約 金額</td><td>186,338,900 円</td></tr><tr><td>○ 契約相手方</td><td>株式会社電巧舎</td></tr><tr><td></td><td>代表取締役 尾辻 寛（おつじ ひろし）</td></tr><tr><td></td><td>東京都町田市玉川学園二丁目 6 番 6 号</td></tr><tr><td>○ 工 期</td><td>契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで</td></tr></table>				○ 契約 目的	小山市民センター電気設備改修工事	○ 契約 方法	条件付一般競争入札	○ 契約 金額	186,338,900 円	○ 契約相手方	株式会社電巧舎		代表取締役 尾辻 寛（おつじ ひろし）		東京都町田市玉川学園二丁目 6 番 6 号	○ 工 期	契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで
○ 契約 目的	小山市民センター電気設備改修工事																
○ 契約 方法	条件付一般競争入札																
○ 契約 金額	186,338,900 円																
○ 契約相手方	株式会社電巧舎																
	代表取締役 尾辻 寛（おつじ ひろし）																
	東京都町田市玉川学園二丁目 6 番 6 号																
○ 工 期	契約開始日から 2027 年 2 月 26 日まで																
問合せ先	(契約内容) 財務部	契約課長 佐々木	電話	724-2523													
	(工事内容) 財務部	営繕課長 長谷		724-1293													
	(事業内容) 市民部	小山市民センター長 田中		798-1927													

議案概要

議案名		第 8 6 号議案 生涯学習センター機械設備改修工事請負契約の変更契約			
【議案提出の目的】					
賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 26 条第 6 項(インフレスライド条項)の規定による変更及びその他の変更・追加に対応するため、契約金額の変更契約を締結するものです。					
【議案の内容】					
○ 契約金額の変更					
・ 契約金額を 228,580,000 円から 239,943,000 円に変更します。(11,363,000 円増)					
○ 変更の理由					
①受注者から工事請負契約約款第 26 条第 6 項の規定による契約金額の変更請求(インフレスライド条項)があったため。					
②冷温水系統屋上配管の弁廻りの保温を追加、及び、冷却水系統屋外露出配管への塗装を追加するとともに、給湯器廻りの給水・給湯配管を更新、室外機置場開口部へグレーチングの設置を行うため。					
【議案の法的根拠】					
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結)					
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準)					
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約)					
【契約の概要】					
○ 契 約 目 的		生涯学習センター機械設備改修工事			
○ 契 約 方 法		条件付一般競争入札			
○ 契 約 金 額		変更前の金額 228,580,000 円			
		変更後の金額 239,943,000 円			
○ 契約相手方		株式会社町田工業			
		代表取締役 吉木 拓也 (よしき たくや)			
		東京都町田市森野四丁目 15 番 8 号			
【経緯】					
○ 本件契約の経緯は以下の通りです。					
履歴	議決 (専決)	工期	契約金額(円)	議決額との 差額(円)	委任専決処分の 増額上限(円)
当初契約	2024/9/30	～2025/11/14	208,424,700	—	—
第 1 回変更	(2025/4/7) ※委任専決	〃	228,580,000	20,155,300 <	20,842,470
第 2 回変更	(本件) ^(注)	〃	239,943,000	31,518,300 >	〃
(注) 変更契約額が 2024 年 9 月 30 日に議決された契約金額の 1 割 (20,842,470 円) を超えるため、議決を要する契約変更となります。					
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 財務部 営繕課長 長谷 (事業内容) 生涯学習部 生涯学習センター 川瀬			電話	724-2523 724-1293 728-0071

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路及び自費工事に伴い路線認定の要件を満たした認定外道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 937 号線その他合計 15 路線 総延長 910mを市道として認定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定）			
議案名	第 8 8 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 南 70 号線 1 路線 総延長 120mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項（市道路線の廃止）			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 8 9 号議案 成瀬子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
成瀬子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 株式会社 明日葉 (あしたば)			
代表取締役 大隈 太嘉志 (おおくま たかし)			
東京都港区三田三丁目 5 番 19 号 住友不動産東京三田ガーデンタワー3 階			
○ 公の施設の概要			
名 称	成瀬子どもクラブ		
所 在 地	町田市西成瀬二丁目 49 番 4 号		
開設年月	2026 年 3 月		
建物構造	混構造 2 階建て (1 階 RC 構造、2 階木造)		
建物面積	526.8 m ² (延床面積)		
主要施設	事務室、遊戯室、集会室、乳幼児室等		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務			
・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間			
・ 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			

議案概要

議案名	第 9 0 号議案 小山ヶ丘学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 小山ヶ丘学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人 景行会 (けいこうかい) 理事長 坂倉 泰正 (さかくら たいせい) 東京都町田市藤の台一丁目 1 番 56 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		小山ヶ丘学童保育クラブ	
所 在 地		町田市小山ヶ丘五丁目 37 番地 (小山ヶ丘小学校敷地内)	
開設年月		2005 年 4 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		407.82 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 学童の保育に関する業務 ・ 学童の特別保育に関する業務 ・ 施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・ 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			

議案概要

議案名	第 9 1 号議案 みわっこ学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
みわっこ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 社会福祉法人 三輪愛光会			
理事長 吉浦 三知子			
東京都町田市三輪町 82 番 7 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		みわっこ学童保育クラブ	
所 在 地		町田市三輪町 330 番地 1 (三輪小学校敷地内)	
開設年月		2017 年 4 月	
建物構造		鉄骨造 2 階建て	
建物面積		298.01 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務			
・学童の保育に関する業務			
・学童の特別保育に関する業務			
・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			

議案概要

議案名	第 9 2 号議案 どろん子学童保育クラブ外 2 施設の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
どろん子学童保育クラブ外 2 施設を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者			
(指定管理者名) 特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会			
理事長 三階 広明 (さんがい ひろあき)			
東京都町田市中町一丁目 19 番 5 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	どろん子学童保育クラブ		
所 在 地	町田市金森東三丁目 22 番 24 号 (南第四小学校隣接地)		
開設年月	2005 年 4 月		
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て		
建物面積	247.78 m ² (延床面積)		
主要施設	育成室		
名 称	金井学童保育クラブ		
所 在 地	町田市金井ヶ丘一丁目 30 番 2 号 (金井小学校敷地内)		
開設年月	2008 年 1 月		
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て		
建物面積	238.497 m ² (延床面積)		
主要施設	育成室		
名 称	南大谷学童保育クラブ		
所 在 地	町田市南大谷 811 番地 1 (南大谷小学校敷地内)		
開設年月	2000 年 4 月		
建物構造	軽量鉄骨造 2階建て		
建物面積	245.47 m ² (延床面積)		
主要施設	育成室		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・学童の保育に関する業務			
・学童の特別保育に関する業務			
・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間			
・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 3 号議案 小山学童保育クラブ外 1 施設の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 小山学童保育クラブ外 1 施設を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人 貴静会 (きせいかい) 理事長 小山 貴好 (こやま きよし) 東京都町田市常盤町 2970 番地 1			
○ 公の施設の概要			
名 称		小山学童保育クラブ	
所 在 地		町田市小山町 944 番地 (小山小学校敷地内)	
開設年月		2005 年 4 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		355.46 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
名 称		桜の森学童保育クラブ	
所 在 地		町田市小山田桜台二丁目 7 番地 (小山田南小学校校舎内)	
開設年月		2017 年 4 月	
建物構造		鉄骨造 2 階建て	
建物面積		194.37 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 学童の保育に関する業務 ・ 学童の特別保育に関する業務 ・ 施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・ 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 4 号議案 南第一さくら学童保育クラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 南第一さくら学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 （指定管理者名）労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 町田支店 支店長 扶蕪 文重（ふそ ふみえ） 東京都町田市本町田 1872 番 1 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		南第一さくら学童保育クラブ	
所 在 地		町田市南町田一丁目 10 番 1 号（南第一小学校校舎内）	
開設年月		2016 年 4 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造 3 階建て	
建物面積		165.41 m ² （延床面積）	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 5 号議案 金森学童保育クラブ外 2 施設の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 金森学童保育クラブ外 2 施設を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 会長 深澤 勝 (ふかざわ まさる) 東京都町田市原町田四丁目 9 番 8 号			
○ 公の施設の概要			
名 称		金森学童保育クラブ	
所 在 地		町田市金森東一丁目 2 番 1 号 (南第三小学校敷地内)	
開設年月		2004 年 4 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		230.30 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
名 称		森野学童保育クラブ	
所 在 地		町田市森野二丁目 21 番 28 号 (町田第四小学校敷地内)	
開設年月		1972 年 6 月	
建物構造		軽量鉄骨造 平屋建て	
建物面積		261.85 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
名 称		鶴川中央学童保育クラブ	
所 在 地		町田市鶴川六丁目 5 番地 (鶴川第三小学校校舎内)	
開設年月		1969 年 7 月	
建物構造		鉄筋コンクリート造 2 階建て	
建物面積		303.32 m ² (延床面積)	
主要施設		育成室	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定の期間 ・2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間 ※鶴川中央学童保育クラブは 2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 3 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 島崎	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 9 6 号議案 町田市文化交流センターの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市文化交流センターを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 株式会社町田まちづくり公社 代表取締役 石坂 丈一 東京都町田市原町田四丁目 10 番 20 号			
○ 公の施設の概要			
名 称	町田市文化交流センター (プラザ町田内 地下 2 階・1 階、5～7 階)		
所 在 地	町田市原町田四丁目 1 番 14 号		
開 設 年 月	2008 年 5 月		
構 造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階付 7 階建		
延 床 面 積	3,590.73 m ²		
敷 地 面 積	569.66 m ²		
貸 出 施 設	会議室 (6 部屋)、ホール、スタジオ、ギャラリー、和室		
駐 車 場 収 容 台 数	機械式立体駐車場 30 台、障がい者用駐車区画 1 台		
駐 輪 場 収 容 台 数	51 台 (屋内 31 台、屋外 20 台)		
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 会議室・ホール等の貸出及び利用の承認等に関する業務 (予約、案内、机・椅子等の設営撤去、料金徴収、自動車・自転車駐車場の管理運営)			
・ 施設の維持管理に関する業務 (警備、清掃、保守点検)			
・ 報告業務等			
○ 指定の期間 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市文化交流センター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上	電話	724-3296



この冊子は、250部作成し、1部あたりの単価は216円です（職員人件費を含みます）。